

平成27年12月 7日 開会
平成27年12月21日 閉会
(定例第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

平成 27 年第 9 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 12 月 4 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 7 日 (月) 午前 10 時
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 27 年 12 月 7 日（月曜日）

議 事 日 程

平成 27 年 12 月 7 日 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 114 号 大山町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 115 号 大山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 116 号 大山町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 117 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 118 号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 119 号 物品購入契約の締結について（自動体外式除細動器（A E D））
- 日程第 10 議案第 120 号 工事請負変更契約の締結について（大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）
- 日程第 11 議案第 121 号 大山町未来づくり 10 年プラン（大山町総合計画）の基本構想について
- 日程第 12 議案第 122 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第 13 議案第 123 号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 14 議案第 124 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 15 議案第 125 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 16 議案第 126 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 17 議案第 127 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 128 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 129 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	加藤紀之	2番	大原広巳
3番	大杖正彦	4番	遠藤幸子
5番	圓岡伸夫	6番	米本隆記
7番	大森正治	8番	杉谷洋一
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岩井美保子	14番	岡田 聰
15番	西山富三郎	16番	野口俊明

(11時30分出席)

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 提嶋護大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森田増範	教育長 ……………	山根 浩
副町長 ……………	小西正記	教育次長……………	齋藤 匠
総務課長 ……………	酒嶋 宏	人権・社会教育課長 ……	門脇英之
地方創生本部事務局長…	福留弘明	幼児・学校教育課長 ……	林原幸雄
企画情報課長 ……………	戸野隆弘	税務課長……………	岡田 栄
建設課長 ……………	野坂友晴	水道課長 ……………	野口尚登
農林水産課長……………	山下 一郎	農業委員会事務局………	田中延明
福祉介護課長 ……………	松田博明	健康対策課長 ……………	後藤英紀
観光商工課長 ……………	持田隆昌	住民生活課長 ……………	森田典子

午前10時00分 開会

○局長（手島千津夫） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。これから12月定例議会を開会するに当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。

討論会のテーマは「大山町観光と開山1300年祭」として、期日は今週金曜日12月11日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。当日は大山チャンネルやインターネットでも生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

それでは、これから会議を開きます。ただいまの出席議員は15人です。

定足数に達しておりますので、平成27年第9回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番 大森正治君、8番 杉谷洋一君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査等の資料は、事務局にありますので閲覧してください。

9月定例会において可決された意見書は、9月30日に関係方面へ提出しました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配付の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 16 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計 3 件の報告の申し出があります。

これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの 12 月定例議会よろしくお願いを申し上げます。

それでは政務報告ということで、9 月定例議会以降におけますところの、各種事務事業の取組み状況について、その主なものを報告させていただきます。

まず、総務課関係であります。

1 点目に、大山町総合防災訓練等についてであります。

防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民に対する防災意識の高揚、防災に対する組織力の向上、また自助・共助精神の育成を図ることを目的に総合防災訓練を実施いたしているところであります。今年度は、平成 12 年の 10 月 6 日の鳥取県西部地震から 15 年目を迎えるにあたりまして、9 月 26 日土曜日に、町内全域で地震そして津波災害を想定して、災害対策本部運営訓練、また情報伝達訓練、避難訓練を行い、700 名を超える参加をいただいたところであります。

また、10 月 3 日にはイオンモール日吉津でとっとり防災フェスタ、さらには 10 月 25 日には伯耆町 B & G で鳥取県原子力防災訓練が行われ、本町も参加をいたしたところであります。

2 点目に、後期区長会についてであります。

11 月 29 日日曜日に、区長会を開催いたしました。今年 1 年間の各集落における取組みにつきまして、お礼を申し上げるとともに、平成 28 年に向けての連絡事項や、年末年始そして冬期における事項等を報告をさせていただいたところであります。なお、平成 28 年の初区長会は、1 月 11 日、祭日でありますけれども、月曜日に行う予定です。

3 点目に、職員採用試験についてであります。

平成 27 年度大山町職員採用試験を 11 月 23 日月曜日に実施をし、一般事務職 1 名、保育士 2 名の計 3 名の採用を決定いたしましたところであります。

次に、企画情報課関係であります。

1 点目に、大山町未来づくり 10 年プラン（大山町総合計画）についてであります。

今年度は、町内各種団体の実務者的立場の方と役場管理職で構成する策定委員会を組織をして、昨年度までに「大山未来会議」において策定されていきました素案を基にして、3 回のワークショップを行い、内容に磨きをかけたところであります。その後、町内の主要な団体の代表者等で構成をいたしますところの「大山町総合計画審議会」これを組織をし、「未来づくり 10 年プラン」の基本構想部分を諮問をして、審議をしていた

だいたのところであります。審議会では4回の会議を経て、去る11月25日に、基本構想のテーマを「楽しさ自給率の高いまちへ」とした計画の基本構想部分についての答申をしていただいたところであります。なお、この基本構想につきましても、今議会に議案として提案させていただくことといたしております。

2点目に、大山はまなすサイクリングについてであります。恒例のイベントが、中山まちづくり実行委員会主催で10月4日に開催されました。175名の参加者の皆様には、大山町の豊かな自然の中を自転車で巡っていただいたあと、焼肉やお楽しみ抽選会などでにぎやかに交流をしていただいたところでございます。

3点目に、姉妹都市との交流事業についてであります。

本町の姉妹都市であります、韓国襄陽郡、広島県呉市との交流事業を、それぞれ実施をいたしました。10月には襄陽郡の松茸まつりに、また11月には呉市のくれ食の祭典へ、それぞれ訪問団を派遣いたしております。なお、呉市とは交流20周年になることから、食の祭典に併せて私も今回訪問をし、記念品の交換を行ったところでもあります。なお、今後、民間主体での交流がますます盛んになることを期待するものであります。

次に、福祉介護課関係であります。

1点目に、長寿祝の訪問についてであります。

老人の日の記念事業として毎年、100歳と88歳の方のご長寿のお祝いを行っております。本年10月20日、21日を中心に100歳の百寿を迎えられる方10名、そして88歳の米寿を迎えられる方147人のご自宅などに伺ってご長寿のお祝いを申し上げたところでもあります。これからもお元気で過ごされることをご祈念申し上げるところであります。

2点目に、認知症啓発映画の上映についてであります。

高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加いたしております。しかし、認知症に対する正しい理解への啓発活動あるいは参加はまだまだ十分ではありません。この度、合併10周年を記念をして、町そして町内介護事業所などと実行委員会を立ち上げ、山陰では初めてとなる認知症啓発映画「僕がジョンと呼ばれるまで」これを去る11月21日、22日の2日間、上映をいたしました。2日間で6回の上映を行い、268人の方にご来場いただいたところでもあります。この映画を通じて認知症の実態、さらには認知症が改善する可能性があるということを広く伝えられたのではないかなという具合に思います。今後も認知症への正しい理解を一人でも多くの方々に伝えていく取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、健康対策課関係であります。

各診療所の今年度上半期の診療状況についてであります。

名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は2,742件で前年対比88%、大山診療所は1,233件、前年対比94%でありまして、前年度と比較し減少いたしているところ

であります。大山口診療所は 6,032 件、前年対比 100%と前年並みとなっているところ
であります。実績につきましては、表として記しておりますので、また目を通していた
だきたいと思います。

次に、観光商工課関係であります。

1 点目の観光振興関係についてであります。

この秋の大山観光は温暖な気候が続き、紅葉の見頃が長く続いたこともあり、入込み
状況は全体的に好調でありました。

10 月の 11 日、12 日には、「とっとりバーガーフェスタ」が開催され、天候には恵ま
れませんでしたけれども、昨年より多い約 3 万のお客様にお越しをいただきました。町
内からも 1 事業者のバーガーが参戦をして、ご好評をいただいたところであります。

また 10 月 17、18 日この 2 日間は、ケネディ・アメリカ駐日大使も参加されました
「皆生大山 Sea to Summit 2015」の開催があり、また 18 日には、春秋通算で 77 回
目となります大山秋の一斉清掃が 50 団体 700 人の参加で実施されたところであり
ます。

2 点目に、伯耆の国大山開山 1300 年祭の取組みについてであります。

平成 30 年に迎える大山寺創建 1300 年、これを機会に、大山並びに広域的な魅力を全
国並びに世界に向けて発信する「伯耆国大山開山 1300 年祭」の取組みを進めている
ところではありますが、これまでに、大山町や米子市及び東京の方でも勉強会が開催され
てきました。先日 11 月 28 日には、「祈りの山 大山さんを守る会」並びに「伯耆国大
山開山 1300 年祭奉賛会」が設立をされ、益々機運が高まってきているところであり
ます。本町といたしましても、県と協力・連携をしながら、この取組みを積極的に推進
していく所存であります。

3 点目に、「パーク&バスライド」社会実験の取組みについてであります。

紅葉シーズンの大渋滞解消と、排気ガス等による自然環境への負荷軽減を目的として、
10 月 31 日土曜日に、大山環状道路のマイカー規制とシャトルバス運行の社会実験を関
係機関で協議会を設置をし実施致いたしたところであります。好天にも恵まれ、利用者
の皆様には大変好評をいただきました。今後の実施につきましては、アンケート結果の
分析や経費の問題等を考慮しながら、協議会の方で検討していくこととなっております。

次に、農林水産課関係であります。

ナラ枯れ被害駆除事業についてであります。

平成 25 年から大山周辺で発生したナラ枯れ被害は、今年も新たな場所で確認される
など被害地の拡大及び、被害量も 4 倍程度となってしまっております。このため、大山
国立公園周辺の関係自治体や国・県が連携をして、公園内のミズナラやコナラ等を保全
するための、駆除事業に取り組んでいるところあります。本町におきましても、昨年に
引き続き駆除業務を発注をし、現在業務遂行中あります。

次に、地方創生本部事務局関係であります。

1 点目に、総合戦略の公開についてであります。

大山町版地方創生総合戦略の策定につきましては、春から継続して住民説明会、ワークショップ、素案に対しますパブリックコメントなどを行ってきたところでございますが、10月26日付で「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略」として公表いたしました。今後は、この戦略に基づきました各種の創生関連事業に取り組んでいき、28年度からは事業成果の検証を行う中でそれ以降の事業実施につきまして見直しを加えていくことといたしているところであります。

2 点目の、地方創生交付金事業の進捗状況についてであります。

26年度補正予算及び27年度補正予算にて取り組んで来ております地方創生先行型事業でございますが、上乘せ分につきましても国の事業採択をいただくことができました。これを受けまして、鋭意各業務に取り組んでおり、おおむね順調に事業執行がなされているところであります。今後は事業成果を目標どおり残せるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、地籍調査課関係であります。

平成27年度の委託業務の状況につきまして、平成27年度の委託業務のうち、1年目工程の3区域は業務を遂行中で、2年目工程の3区域のうち大山寺区域、樋口・八重区域は閲覧が終了し、退休寺・高橋区域は閲覧中であります。

次に、水道課関係であります。

1 点目に、上水道につきまして、今年度計画の更新工事4件を発注をし、内1件の博労座第2水源取水ポンプ取替工事が完成をし、その他は請負施工中であります。

2 点目の、下水道についてであります。

公共下水道大山浄化センター長寿命化事業の実施設計及び耐震診断業務は日本下水道事業団が、そして豊房及び種原浄化センターの低コスト農業集落排水施設支援事業による機能診断業務を鳥取県土地改良事業団体連合会が業務遂行中であります。

次に、建設課関係であります。

1 点目の、道路事業についてであります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検業務を1件発注委託をし、業務遂行中であります。また、道路改良工事8件これを請け負い、施工中であります。

次に、小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。

東谷地内、八重地内におきまして進めておりました、2件の崩壊対策工事を終了いたしております。

3 点目の、7月豪雨箇所への復旧についてであります。

梅雨前線などにより7月22日の豪雨により、土木施設のうち準用河川1箇所が被災しておりましたが、先日復旧を終えたところであります。

次に、人権・社会教育課関係であります。

1 点目の第 8 回大山町総合文化祭についてであります。

10 月 24 日、25 日の両日、名和農業者トレーニングセンターを会場に「第 8 回大山町総合文化祭」を開催をして、両日とも好天に恵まれまして 7 千人の来場者で賑わいました。実行委員会、部会での度重なる検討により、室井澄さんの絵画の特別展示をはじめ、展示部門、発表部門、物販部門とも充実した内容となり好評を得たところであります。

次に 2 点目に、平成 27 年大山町解放文化祭についてであります。

第 25 回名和地区解放文化祭が 11 月 7 日に人権交流センターで、第 23 回中山ふれあい文化祭を 11 月 14 日と 15 日に中山ふれあいセンターで、また、第 14 回中高ふれあい祭りを 11 月 15 日に中高ふれあい文化センターで、それぞれ実施をいたしました。各地域の活動の特色を生かして、小中学生の調べ学習や人権作文の発表、サークルなどの活動発表、地域の歴史についての報告、あるいは講演会、作品展示、バザーなどを行い活気に満ちた文化祭となりました。好天にも恵まれ、3 地区で約 1,200 名の方にご来館いただいたところであります。

3 点目に、平成 27 年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。

今年の小地域懇談会は「これって平等？公正？」をテーマとして、話し合いを通じて事例にある背景も考えながら、一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として主体的に行動する実践力を養うこと、これを目標として実施いたしているところであります。11 月 30 日現在で 167 集落のうち 131 集落が実施済みであります。

最後に、徴収金の関係であります。

未収金の収納に向けて平成 27 年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまったところあります。各課の徴収の実績は、別添の一覧表のとおりであります。また、9 月以降の各課の取り組みにつきましては次のとおりであります。

まず、1 点目として、税務課・滞納対策室であります。

現年分につきましては、新規滞納者に対し催告書を送付、電話催告を行い納付勧奨に努めたところあります。滞納繰越分につきましては、滞納処分、差押を行うために必要な預金や生命保険等の財産の調査、分納誓約者の履行状況の確認、時効管理等、滞納者の実態を把握をしながら滞納整理を行い、滞納を縮減していきました。納税が困難な滞納者には、生活状況を聞き取りをし、担税力がない場合には要項に基づき滞納処分の執行停止を実施いたしました。

また、生活困窮者対策の一環として昨年から取り組みを行っている滞納者から消費者金融からの借入金について聞き取り、弁護士に誘導をして過払金の返還請求を行っております。現在までの実績は、約 500 万円の過払金回収額があり、そのうち税金に約 150 万円を充当しているところあります。

今年度を実施した滞納処分、差押は、11 月末時点で、預貯金の差押 20 件、生命保険

の差押 3 件、給与の差押 1 件、不動産 1 件で、換価金額は約 180 万円であります。生活困窮、財産なし等の事由により滞納処分の執行停止を行ったものは、41 件、即時が 31 件・3 年で 10 件、というところであります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き文書・電話等での催促、分納履行者の納付確認をしながら徴収に取り組んでいます。また、分納が履行できていない滞納者には、面談などを行い再度、継続的な納付をお願いいたしているところあります。

2 点目に、建設課であります。

町営住宅家賃の徴収につきましては、電話及び文書での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組んでいます。滞納者の方には、収入申告書提出の際、面談を行い、確約書を徴取し計画的な返済に努めました。今後も滞納者が増えないよう、努力してまいります。

3 点目に、水道課であります。

上・下水道料金等の徴収につきましては、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施をし徴収に取り組んでいます。また、9 月以降に水道料金を 3 ヶ月以上滞納している 53 世帯に対し、給水停止予告を通知をし、納付を督促いたしました。料金を納付または分納誓約書の提出の無かった 3 件につきまして、給水停止を実施いたしました。今後も引き続き滞納金の縮減に向け、努力をしております。

最後に、幼児・学校教育課であります。

給食費の滞納分につきましては、引き続き関係課と連携をしながら、計画的な徴収に努めてまいります。

保育料の徴収につきましては、現年分は、納付が滞ることがないように未納通知、電話催告等、保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分につきましては確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでいるところあります。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第 15 号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告をするものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております長期継続契約締結報告書のとおりでございます。以上で、報告の説明を終わります。

次に、報告第 16 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基

づき報告するものであります。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。以上で、報告の説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 114 号 ～ 日程第 8 議案第 118 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 114 号 大山町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、日程第 8、議案第 118 号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例についてまで、計 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました、議案第 114 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、番号法で定める社会保障・税・災害対策の分野の事務以外に、番号法と同様の趣旨で、本町がマイナンバーを独自に利用する事務を追加する場合や役場内でのマイナンバーを利用した情報の連携を行う場合、条例に定める必要があることから、番号法の規定に基づき、独自利用事務及び場内での情報連携並びに法定事務における役場内の情報連携等を可能とするために制定するものでございます。

条例の主な内容は、1 点目が本町における独自利用事務を規定するもの、2 点目が法定事務及び独自利用事務における庁内の情報連携について規定するもの、そして 3 点目が執行機関間の情報連携について規定するものでございます。

なお、この条例の施行は、平成 28 年 1 月 1 日としていたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 115 号 大山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。改正の内容といたしましては、第 1 条対象寄付金の追加であります。寄付金税額控除の対象となります寄付金につきまして、県条例との整合を図るために対象法人の追加をするものであります。

次に、第 2 条の改正内容であります。番号制度関係に伴う地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、大山町税条例等の一部の改正を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 116 号 大山町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる分担金、使用料、加入金、手数料に係る延滞金の処分につきまして、地方税法の規定に合わせた取扱いとするため改正を行うものでございます。

改正の内容は、延滞金の端数計算につきまして、延滞金の全額が 500 円未満の場合、その全額を切り捨てとする扱いを、1,000 円未満の場合その全額を切り捨てとする取扱いに改めるものであります。

なお、この条例の施行は、28 年 4 月 1 日といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 117 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、大山町名和公民館のコンピューター室を廃止をし、新たに会議室として利用するため、所要な条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、条例第 6 条別表中、名和公民館コンピューター室を第 3 会議室に室名変更し、新たに施設の活用を図ろうとするものであります。名和公民館コンピューター室は、平成 13 年旧名和町時代に、電子化社会の到来を見据え、パソコンの普及や、パソコン技術の習得を目的に整備されました。当時は多くの人々の要請もあり、公民館主催の講座の開設や、愛好者が自ら立ち上げたサークル活動などに利用され、賑わいのある公民館の特徴的な活動のひとつでありました。15 年の年月を経た現在、講座の申込者は、年間 5 人前後で推移をし、またサークル活動も停止状態となっていることから、すでに所期の目的は達成されたと判断するところであります。更に、名和公民館の 1 階部分には、会議やサークル活動で使用可能な部屋が少なく、サークル会員や利用者が高齢化しつつあるなか、2 階への階段の昇り降りが困難との理由により、公民館活動を断念されるケースも見受けられることから、この機にコンピューター室を廃止をして、会議室、あるいは活動ルームとして、新たな活用を図ろうとするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 118 号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例についてであります。

中高ふれあい文化センターと同じ敷地にある中高集会所は、同センターで行われる大規模な会議等の際には同集会所が使用されるなど一体的な施設として使用されております。合併以前から、同集会所の管理・運営は町と委託契約を締結した地元運営委員会が受けておられ、運営委員会に対して管理に必要な経費を委託料として支出してきましたけれども、平成 24 年 5 月に運営委員会から契約解除の申し出があり、町直営にしても

デメリットがないことから契約解除がなされ、現在は中高ふれあい文化センターで管理運営を行っています。しかしながら契約解除の時点で必要な条例改正がなされておらず、今回、大山町中高集会所条例の一部の改正を行うものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 119 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 119 号 物品購入契約の締結について（自動体外式除細動器（AED））を議題とします。本議案は、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 119 号 物品購入契約の締結につきまして（自動体外式除細動器（AED））、これの提案理由の説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。自動体外式除細動器（AED）購入につきまして、平成 21 年度に導入いたしておりましたが、耐用年数が来たためこの度更新するものであります。当初 42 台購入しておりましたが、保育所の統合などにより、この度は 38 台の購入を行うものであります。11 月 25 日に 5 事業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込み金額 877 万 2,300 円で、鳥取県米子市昭和町 105 番地 有限会社 内田医療器 代表取締役内田武久が落札をし、11 月 26 日に物品購入仮契約を締結いたしたところであります。

なお、納入期限は平成 28 年 2 月 29 日といたしているところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） AED、たいへんこの頃ですね、各いろいろな公共機関、学校あるいは公民館に設置してあるわけなんですけども、これによってですね、命が助かったっていうのはですね全国いろんな形で聞いておりますけど、今町長の説明では、42 台が 38 台、まあ学校・保育所の統合とかなんとかで 6 台ちょっと少なくなっているわけなんですけど、これはだいたいどういうところが少なくなったのか。それから今後まだ大山町のなかではそういう公共機関、場所に設置がされていない部分があるのかどうなのか、ということともう一つ、これまでに設置されて使われたとか、これによって

命が助かったとか、そういう事例がありましたら、お話いただきたいと思います。以上です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 当初 48 台入れておりましたが、38 台になったものについてということですが、主に保育所を統廃合いたしましたのでその分が無くなったということでありまして。それから、これから公共施設にということですが、ほぼ公共施設のほうには行き渡っていると思いますので、今のところ増設は考えておりません。それから、使用した例があるかということですが、使用した例は今のところないというふうに思っております。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） はい。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 将来ですね、これを公民館、集落に配置を、配備するというようなそういう計画はお持ちでないでしょうか。まあ何ぼかは地元負担もありながら、町負担もしてもらおうということは、考えはお持ちではないでしょうか。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 集落の公民館ということでは、集落の方で今も購入されているところもあります。町の方ではそれについては現在考えておりません。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） すいません、議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） ちょっとしつこいようですが、じゃあ考えていないということは、集落でもですね、大きい集落はそれだけの財政的にも余力があるわけなんですけども、小さい集落はなかなか結構これなんぼ 20 万くらいするのかな、ぐらいですね、たいへんな出費になるわけですので、そのあたりをぜひ今後、町半額補助とかいう形でぜひ考えてもらいたいと思いますけども、もう一度答え願います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） そういうご要望もございましたけれども、今のところその A E D だけの補助ということは考えていないという状況です。

○議員（6 番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 6 番、米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 何点かお聞きしたいと思います。まず最初に入札についてです。指名競争で5社指名願いが出て、5社に指名しておられまして、実際入札があったのは2社になっております。これについてですね、私以前から思っているんですけども、こうことであるのならば一般競争入札でもいいじゃないかというふうに思っております、またその5社指名願いが出ているんですけども、その辞退に至った経過がもし分かれば教えてください。

それとですね、先ほど杉谷議員の方からもありました、1回も使用してないAEDをまだ1回も使用したことがないということでもありますけども、21年に導入してから何年経過したんで古くなったということでもありますけども、実際に何を基準にして古くなったというふうに判断されて更新されるのか。

それからまだ、例えばまだこれが利用できるのであれば、この後更新したものについては、どのように考えておられるのか、3点になるとは思いますけどもお願いしたいと思います。それともう1点聞かんといけかったのはなんだかいな、あいいです、その3点でいいです。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 入札につきましてですけども今のところ近くの業者をできればお願いしたいということで、指名競争入札にしているという状況があります。で、辞退の内容ですけども、これについてはちょっと把握しておりません。

それから、その交換をした、新しく買い替えるということにつきましてはですね、電池等の交換をしておりますけども、耐用年がありまして、それ以上はメーカーの保守もききませんので、それが買い替える基準だというふうに考えております。で、後の利用ということは結局できませんので、これは業者の方に引き取っていただくという形で考えております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 耐用年があるということで、それについて交換が必要、保守もできないということなんですけど、電池交換はやっているということですね。電池交換はね。で、電池交換はやっているんだけど、他の機械の中の内容がおかしいということですね、言われるのがね。耐用年数というのはね、おかしくなるから交換するということですよ。耐用年数があるということは。

○議長（野口 俊明君） あの質問をしてもらえば答弁はあるわけですからそこで。

○議員（6番 米本 隆記君） それで要するに機械の中で、こういった電気製品とかそういうので耐用年数があって使っているものだったらわかるんですけど、まるで使っていないもので、耐用年数が設定してあるということなんですけども、その耐用年数自体

が何年で設定してあるものなんですか。それともう1点、後の利用を考えていないということなんですけど、その耐用年数に対して、切れたから替えるんですけど使えません。けど耐用年数があって、それまだ使えるのであれば、さっきも杉谷議員も言われましたように配置できる集落には配置できるということも考えられるんです。その辺のところはどうなんでしょう。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） この耐用年はですね、自動車のような考え方ではなくてですね、メーカーの保守が切れますんで、それ以上使った場合、いつ動かなくなるか分からないという形になります。AEDを設置している場合、緊急な時に使いますんで、その緊急時に使えないという場合、誰が責任をとるかという形になります。町が使わなくなったAEDをとりあえず置いていて緊急時に使いたいけれども、動かなかっても仕方がないという集落が引き取るということであれば、おっしゃることはできるんですけども、そういう場合誰が責任をとるかっていう問題が出てきますので、これは交換しないと何らかの、事故があった時にですね、使ったら動かなかったということになると、設置者の責任が問われる可能性もあるということもあるので替えるという考え方でおります。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） あのですね、たしかAEDはいっぺんに全部を購入したわけじゃなかったと思うんですよ。リースで入ってきたところもあったりして、たしかそういうふうな説明で最初AED入ったと思うんですけども、これを今回は42台あったのを全部替えるということになると、その使用頻度というものが違ってくると思うんですよね、年数が。そのこと私聞きたいんですが。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ちょっとあのリース当初やっていたと思いますが、今回買い替えるものは、同時期に購入したものを一緒に替えるという形で対応させております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第119号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 9 議案第 120 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 120 号 工事請負変更契約の締結について（大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）を議題とします。本議案も、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 120 号 工事請負変更契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本事業は、平成 27 年 11 月 20 日付で大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事にかかる変更仮契約を締結いたしましたところであり、この工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、林ノ峯簡易中継局の廃止による約 958 万 2,000 円の減、中山支所の中山中継局の局舎設備の追加による約 439 万 7,000 円の増、屋外拡声子局の機器構成の変更に伴う中山中継局の受信局の追加、スピーカー種別数量の変更、信号中継装置の追加による約 2,357 万 3,000 円の増、材料の数量変更及び追加による約 30 万 2,000 円の増により、変更後の契約金額は、5 億 5,329 万 480 円で、元請負代金に対して 1,869 万 480 円の増額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番、大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 増額の理由は分かりましたけども、一般会計の中での関係でちょっと私が理解できない部分なのかもしれませんけども、説明してください。この増額をしながらこの度の一般会計補正予算で、約 2,200 万ですか、そのデジタル防災行政無線の整備工事が減額になっておるのは、これどういう関係というふうに理解したらいいでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） この2億1,700万はですね、当初予算が今年度の当初予算が今ちょっと覚えていないんですけども、5億強組んでありましたんで、その額が入札で減になったために、落ちているということです。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 大森正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） 入札が減になったというのは分かりますが、それは今年度の工事。そのへんよくわかりませんが、それでこの度の工事変更契約締結で増になっているというのは、そこらへんの理解が私できないんですけども。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 今回の契約はですね、入札額ですね、契約をした額が5億3,000万くらいですか、を2年契約でしております。そのトータルの契約を変更したいということです。予算書の方はですね、今年度の予算が入札で下がったのでそれを整理するということです。関係はしているんですけども、若干中身が違うということでご理解いただけたらと思います。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番、圓岡伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 今回約1,870万の追加ですけれども、この追加が必要になった、先ほど言われましたように、林ノ峯の中継局の廃止だったり、スピーカーの増だったりという内容ですけれども、これをこういうふうにしなければならないというのはいつ分かったのかお聞きしたいと思います。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 工事のほうは順次しております、このことがはっきり分かったのは今確実にいつということは分かっておりませんが、8月、9月になってからだというふうには理解しております。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） この当初の5億約5,300万ですか、この根拠になったものというのはある程度その調査して、設計があって、それに対してこういう金額だろうということになったんだと思いますけれども、それに対してこうやって変更せざるを得ない状況が生じたから今回議案で出てきているというふうに理解しておりますけれども、

そういうふうに至ったのが、実際今そういうおんぼらとした答弁にしか返ってこないという理由を改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） すいません、担当の方でははっきり分かりますけれども、今僕の方が確認はっきりできませんので、時期的にはそういう時期になるのかなというふうに考えております。当初も電波の方は設計にあたって調査をしておりますけれども、全員協議会でもお示したように、受注業者があらためて電波状況を調査したところ、増えるところもあり、減るところもあったというところで、たいへん申し訳ないですけれども、ご理解いただけたらというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 120 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 11 時 20 分といたします。休憩いたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 20 分再開

日程第 11 議案第 121 号～日程第 19 議案第 129 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 11、議案第 121 号 大山町未来づくり 10 年プラン（大山町総合計画）の基本構想についてから、日程第 19、議案第 129 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）まで、計 9 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 121 号 大山町未来づくり 10 年プラン（大山町総合計画）の基本構想につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本町は、中山町・名和町・大山町が平成 17 年 3 月 28 日に合併をし、新大山町として

誕生をいたしました。合併後の平成 18 年に策定をいたしました大山町総合計画では、「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」これをテーマに、大山恵みの里構想をシンボル施策として掲げたところであります。この計画に基づき、大山の豊かな自然資源を活かしたまちづくりを実現するために、生活環境の基盤整備や I J U ターン移住者の獲得、教育分野におけるふるさと教育等をいろいろと進めてきたところであります。この間、わが国におきましては、世界に類を見ないスピードで、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、情報通信技術の発展や情報通信機器・サービスの普及による生活環境の変容、また経済のグローバル化の進行、地球環境に関する問題の顕在化や大規模災害の発生等、急速な社会情勢の変化が起こってまいりました。本町におきましても少子高齢化の進行は顕著であり、また、住民のライフスタイルやニーズの多様化、人口減少による税収の減少やそれに伴う財政的制約の高まりやまちづくりを担う人材の不足等、取り組むべき課題が顕在化しているところであります。こうした中、行政と住民、企業等がこれまで以上に協働、連携をし、地域が一体となって、様々な変化に対応した新しい行政運営のあり方を実現していく必要性があります。そのため本町では、住民参画によるまちづくりを推進をし、住民のニーズや提案を出来る限り反映をし、本町で生活する一人ひとりが「大山町に住み続けたい」「大山町に住んでよかった」と実感できるまちづくりの実現を目指すために、合併後に策定をされた総合計画の成果を引継ぎつつ、「楽しさ自給率の高いまちへ」これを基本理念として、その基本姿勢と具体的な行動を示すことを目的に、本計画を策定するものであります。

なお本計画策定におきましては、「計画づくりは人財づくり」との考えのもと、若い世代の方々も多数参画をした「大山未来会議」で策定をしていただいたその素案を、町内各種団体の実務者的立場の方と役場管理職で構成する「策定委員会」を、これで磨き上げた上で、町内の各種団体の代表者等で構成される大山町総合計画審議会へ、計画の構想について諮問いたしました。提案いたしております基本構想は、この審議会からいただいた答申に基づくものであることを申し添えるところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第 122 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてであります。提案理由のご説明を申し上げます。

鳥取県西部広域行政管理組合は、組合を組織する市町村の視聴覚教育の振興を図るため、組合規約第 3 条におきまして、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理事務として規定をして、その事務を行ってきたところでありますが、近年では教材等の貸出件数が年々減少している状況でございます。このような状況を受け、同組合におきまして当該事務の効率性及び共同処理事務としてのあり方につきまして検討を重ねた結果、平成 27 年度末をもって視聴覚ライブラリーを廃止することとなったところであります。つきましては、組合規約第 3 条に規定する共同処理事務から、視聴

覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を削除するため、組合同規約の変更を行おうとするものであります。本案はこれに伴い、同組合の規約を変更する協議をすることにつきまして、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 123 号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成 27 年度末をもって鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーが廃止されることに伴い、教材等を視聴覚ライブラリーから同組合へ移管をし、同組合は移管された教材等を備品として 2 年間保管をし、保管期間中は組合備品として貸出業務を継続されます。

なお教材等の移管にあたりましては、老朽化して利用が難しいもの等につきましては廃棄をして、利用実績のあるもののうち、使用が見込めるもののみを移管をし活用され、また、不要が決定した教材等のうち構成市町村で引き取り希望のあるものにつきましては、希望する市町村に無償譲渡されます。本件は、地方自治法第 289 条に規定する一部事務組合における財産処分に該当することから、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 124 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございます。

本案は、鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業の新規計上、ふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業の追加、ナラ枯れ駆除委託料の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 6 号は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5,117 万 7,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 112 億 495 万 3,000 円とするものであります。

次に、1 表を歳入から各款をおってその主なものにつきましてご説明を申し上げます。第 5 款町税は個人町民税 3,497 万 5,000 円、固定資産税 2,700 万円を追加いたしております。第 35 款地方交付税は額の確定に伴い普通交付税を 9,863 万 4,000 円追加いたしております。第 45 款分担金及び負担金は情報通信事業引込工事負担金 60 万円を追加いたしております。第 55 款国庫支出金は 698 万 8,000 円の追加で、主なものは、第 5 項国庫負担金の民生費国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金 514 万 4,000 円、障害者総合支援法負担金 948 万 5,000 円、障害児通所給付費等負担金 309 万 8,000 円などを追加いたしております。第 60 款県支出金は 4,159 万 1,000 円の追加で、主なものは、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業補助金 1,775 万 5,000 円の新規計上、松くい虫等防除事業補助金 4,663 万 4,000 円

の追加などであります。第 70 款寄附金は 5,020 万円の追加で、ふるさと応援寄附金 5,000 万円と小学校図書購入寄附金 20 万円を追加いたしております。第 75 款繰入金は、8,110 万円の減額で、減債基金 5,000 万円と、公共施設整備基金 3,110 万円の繰入を減額いたしております。第 90 款町債は 2 億 3,030 万円を減額いたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、1 億 4,753 万 5,000 円の減額で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援寄附金の増に伴う、ふるさと応援基金事業 8,195 万 8,000 円の追加、デジタル防災行政無線整備事業 2 億 1,868 万円の減額、企画費で電柱支障移転工事 700 万円の追加などあります。第 15 款民生費は、19 万 7,000 円の減額で、主なものは、第 5 項社会福祉費の老人福祉費で介護保険特別会計に対する繰出金 2,069 万 5,000 円を減額いたしております。第 20 款衛生費は、2,652 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 5 項保健衛生費の予防費で妊婦健診等委託料 318 万 3,000 円、第 10 項清掃費の塵芥処理費で名和クリーンセンター修繕工事 2,418 万 4,000 円の追加などあります。第 30 款農林水産業費は、6,309 万 7,000 円の追加で、その主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業補助金 2,367 万 5,000 円の新規の計上、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 4,663 万 4,000 円の追加などあります。第 40 款土木費は 2,078 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路維持費で道路修繕料 200 万円、道路維持管理委託料 200 万円、第 30 項下水道費の公共下水道費で公共下水道事業特別会計に対する繰出金 2,048 万 8,000 円の追加などあります。45 款消防費は 184 万 6,000 円の減額で、主なものは、第 5 項消防費の非常備消防費で実績に伴う消防ポンプ自動車購入 167 万 7,000 円を減額などあります。第 50 款教育費は 189 万円の減額で、主なものは第 20 項社会教育費の文化財費で伝統的建造物群保存事業補助金 300 万円を減額いたしております。

人件費の補正であります。37 ページから 39 ページに記載をいたしているところであります。

次に予算書 5 ページの「第 2 表繰越明許費」であります。ナラ枯れ駆除委託料 2,900 万円を新規計上いたしております。

また予算書第 6 ページの「第 3 表債務負担行為補正」であります。名和クリーンセンター大規模修繕事業 2 億 831 万 6,000 円の追加、防災情報通信整備事業の限度額を 4 億 6,074 万円から 2 億 6,491 万 1,000 円に変更いたしております。

最後に予算書の 7 ページの「第 4 表 地方債補正」でありますけれども、実績に伴い過疎対策事業債を 310 万円、入札による減に伴い緊急防災・減債事業債を 2 億 2,720 万円それぞれ減額いたしているところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 125 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第 (1

号) につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、規定の歳入歳出予算をそれぞれ 3,349 万 2,000 円増額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 27 億 8,977 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税 3,477 万 5,000 円の減は、国保税の本算定により、今年度の収納見込みを 4 億 3,834 万 7,000 円とするものであります。内訳といたしましては、現年課税分で 4 億 2,172 万 3,000 円、滞納繰越分で 1,662 万 4,000 円を見込んでおります。

第 15 款国庫支出金 77 万 4,000 円の減は、特定健康診査等負担金の減額見込みによるものであります。第 20 款前期高齢者交付金 9 万 2,000 円の減は、今年度概算交付額の減額によるものであります。第 25 款療養給付費等交付金 1,592 万 4,000 円の減は、今年度概算額の減額及び、過年度分の精算によるものであります。第 30 款県支出金 77 万 4,000 円の減は、特定健康診査等負担金の減額見込みによるものであります。第 50 款繰入金 2,449 万 9,000 円の増は、一般会計繰入金の増額であります。

内訳といたしましては、基盤安定繰入金は、国民健康保険税の軽減額及び対象世帯の増加に伴い 1,516 万 2,000 円の増額、職員給与費等分は 50 万 3,000 円の減額、出産育児一時金分は 84 万円の増額、財政安定化支援事業分は 900 万円の増額とするものであります。第 55 款繰越金 6,133 万 2,000 円の増は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 50 万 3,000 円の減は、主に人件費の減によるものであります。第 10 款保険給付費 126 万円の増は、出産育児一時金の給付件数の増加見込みによるものであります。第 15 款後期高齢者支援金等 44 万 2,000 円の増は、今年度概算額の増加によるものであります。第 20 款前期高齢者納付金等 4 万 2,000 円の増は、今年度概算額の増加によるものであります。第 25 款老人保健拠出金 1 万円の減は、拠出金の確定によるものであります。第 30 款介護納付金 25 万 6,000 円の減は、今年後概算額の減によるものであります。第 55 款諸支出金 3,152 万円の増は、国庫負担金の前年度分の精算に係る返還金であります。第 90 款予備費を 99 万 7,000 円増額をして、歳入歳出の調整を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 126 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本案は、人件費をはじめとする診療所運營業務経費の精査により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 32 万 6,000 円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 6,642 万 8,000 円とするものであります。

はじめに歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金を 32 万 6,000 円減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 93 万円の減額は、主に人件費と需用費に係る今後の必要額を精査をし、調整をしたものであります。第 10 款医業費の 60 万 4,000 円の追加は、大山診療所で人間ドックを実施するため、検査に必要な医療機器の修繕及びリースするための増額と、大山診療所に設置しているコンピューター断層撮影装置いわゆる C T の部品製造中止となったため保守点検契約を取りやめたことによる減額を調整したものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 127 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 267 万 4,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 4,762 万 5,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第 5 款保険料 1,802 万 1,000 円の増は、低所得者保険料軽減制度の変更により公費による軽減率が縮小されたことにより保険料が増額になるものであります。第 30 款繰入金 2,069 万 5,000 円の減は、主に低所得者保険料軽減制度の変更による繰入金、職員人件費の減額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 122 万 3,000 円の減は、主に職員人件費の減額によるものであります。

第 15 款地域支援事業費 145 万 1,000 円の減は、職員人件費の減額によるものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 128 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,084 万 6,000 円を増額をし、歳入、歳出それぞれ 4 億 9,291 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 15 款国庫支出金 300 万円の減額は交付金が交付されないため今年度は事業を中止するものであります。第 25 款繰入金 2,684 万 6,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 40 款町債 300 万円の減額は、交付金が交付されないため今年度は事業を中止するものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 319 万 6,000 円の増額の主なものは、消費税の増額で、第 10 項農業集落排水施設整備費 600 万円の減額は交付金が交付されないため今年度は事業を中止するものであります。第 10 款公債費 2,365 万円の増額は、減債のための繰上償還元金が 2,067 万 2,000 円の増額、繰上償還に伴う償還補償金が 297 万 8,000 円の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 129 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,398 万 8,000 円を増額をし、歳入、歳出それぞれ 4 億 2,690 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 20 款繰入金 2,048 万 8,000 円増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 35 款町債 650 万円の減額は、後年の負担を軽減するため財源を一般財源に組み替えるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 339 万 4,000 円増額の主なものは、下水道料金システム改修及び消費税であり、第 10 項公共下水道事業費 166 万 9,000 円増額は施設修繕料の増額であります。第 10 款公債費 892 万 5,000 円増額は、減債のための繰上償還元金が 788 万 3,000 円増額、繰上償還に伴う償還補償金が 104 万 2,000 円増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 訂正をお願いします。訂正の発言をお願いします。

○議長（野口 俊明君） はい、許可いたします。

○町長（森田 増範君） 議長より訂正の許可をいただきましたので、訂正を述べさせていただきます。

議案の 125 号のなかで、第 10 款の保険給付費 126 万円の増というところであり、減と申し上げたようでありますので、訂正を申し上げさせていただきます。従いまして、第 10 款保険給付費 126 万円の増は出産一時金の給付件数の増加見込みによるものでありますということで、ご訂正をよろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） ただいま町長より説明の発言の訂正がありました。これにつきまして、訂正を認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。よってこの発言は減を増のほうに訂正いたします。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12月15日に会議を開き、一般質問を行いますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会いたします。

午前11時55分散会